

報告第 12 号

**臨時代理した事件(名張市教育委員会規則で定める様式の性別欄の取扱いに関する規則の制定)の承認について**

名張市教育委員会規則で定める様式の性別欄の取扱いに関する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 4月 8日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山嘉一

## 名張市教育委員会規則で定める様式の性別欄の取扱いに関する規則の制定について

### 1. 制定理由

「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議の主旨を踏まえ、名張市教育委員会規則で定める様式に規定された性別欄の取扱いの特例を定めるものである。

### 2. 制定内容

名張市教育委員会規則で定める様式に規定された性別欄、男女欄その他これらに類する欄については、次に掲げる場合を除き、当該規則の様式の定めにかかわらず、当該欄がないものとして適用し、当該様式を使用するものとする。

- (1) 統計上又は医療上、性別情報を収集する必要がある場合
- (2) 当該様式による書面が提出されたことによりサービスの提供その他の対応を行うに当たって、性別の違いによる必要かつ合理的な配慮をする必要がある場合
- (3) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (4) 男女共同参画の推進のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その業務を行うために性別情報が必要とする明確な理由がある場合

### 3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

## 名張市教育委員会規則で定める様式の性別欄の取扱いに関する規則

名張市教育委員会規則で定める様式に規定された性別欄、男女欄その他これらに類する欄については、次に掲げる場合を除き、当該規則の様式の定めにかかわらず、当該欄がないものとして適用し、及び当該様式を使用するものとする。

- (1) 統計上又は医療上、性別に係る情報（以下「性別情報」という。）を収集する必要がある場合
- (2) 当該様式による書面が提出されたことによりサービスの提供その他の対応を行うに当たって、性別の違いによる必要かつ合理的な配慮をする必要がある場合
- (3) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (4) 男女共同参画（名張市男女共同参画推進条例（平成17年条例第24号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。）の推進のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その業務を行うために性別情報が必要とする明確な理由がある場合

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

各種様式等における性別記載方針

令和 3 年 1 月

名張市

## 1 「各種様式等における性別記載方針」策定の背景と必要性

本市では、令和2年9月定例会で「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言が可決され、全ての人が幸福に生きられるよう、性自認や性的指向など、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを掲げています。

性自認とは、性の自己認識（こころの性）のことを指し、必ずしも生物学的な性（からだの性）と一致しているわけではありません。こころとからだの性が一致せず、自己の性に対する違和感等を持っていることで、社会生活に支障をきたしたり、差別や偏見に苦しんだりする人々がいるのが現状です。

のことから、各種様式等※の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全局的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため「各種様式等における性別記載方針」を策定する。

※本方針における「各種様式等」とは、申請書、届出書、証明書、アンケート等をいう。

## 2 性別記載に関する基本的な考え方

### 性別記載の基本方針

性別情報が業務上必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととします。ただし、国・県など市以外の機関が法令等において、性別を記載事項として定めているものを除きます。

#### （1）業務上性別情報が必要な場合

##### （ア） 統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき。

##### （イ） 医療上、性別情報を収集する必要がある場合

住民健診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき。

##### （ウ） 性別により配慮又は対応を区別する必要がある場合

休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき。

##### （エ） 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手続上、戸籍上の性別情報が必要なとき。

##### （オ） 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

様々な活動に参画する機会の性別による差を改善するために必要なとき、又は男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき。

##### （カ） （ア）から（オ）のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

#### （2）性別情報が必要な場合の配慮

性別情報を収集する場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、「男女」だけ

ではなく他の選択肢を加えるなど、性的少数者へ配慮した方式による対応を個別に行います。

例 1	性別を丸で囲む方式に、自由記載できる欄を設ける	男性 女性 ( )
例 2	性別にチェックを入れる方式に、自由記載できる欄を設ける	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ( )
例 3	性別を丸で囲む方式に、「男女」だけでなく他の選択肢を加える	男性 女性 どちらともいえない、または答えたくない

※補足として、「性的マイノリティの方への配慮として、自由記載欄を設けています」や「本人が自認する性別を選んでください」と記載するなど、性別の選択をしやすくなる工夫を行う。

### 3 本方針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については、2 性別記載に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）により、性別記載欄の必要性を判断する。

また、市の例規で規定及び根拠法令等なしについては、基本的な考え方に基づき性別記載欄を見直す。

#### 【参考】性別記載の必要性を確認するチェックポイント

NO.	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に性別記載する旨が規定されているか。</li> <li>・法令等で様式が定められているか。</li> <li>・法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不必要的性別記載を求めていないか。</li> </ul>
2	統計上、収集する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。</li> </ul>
3	医療上、性別情報を収集する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。</li> </ul>
4	性別により配慮又は対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区分が必要か。</li> <li>・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。</li> </ul>
5	本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。</li> </ul>
6	男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「名張市男女共同参画基本計画」において、数値目標等が定められているか。</li> <li>・性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。</li> </ul>

7	その他、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報利用可能なシステム等すでに性別情報を保有していないか。</li><li>・他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。</li><li>・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。</li></ul>
---	----------------------------------	--

各種様式等における性別記載欄要否のフロー

